

# しまばら創業サポートセンター事業 『創業・経営支援セミナー』

全4日  
開催



当セミナーは創業に興味をお持ちの方や、創業後間もない方等を対象に開催するもので、ビジネスを始めるために必要な基本的な知識や考え方について、全4日のセミナーを通じて学んでいただきます。どうぞ気軽にご参加ください。

## 会場

島原商工会議所

## 定員

30名 (先着順)

## 受講料

無料

## 対象

サラリーマン・主婦など  
創業に興味をお持ちの方、  
創業間もない方、後継者等

## 申込方法

11月29日(月)迄に、TEL・FAX  
又はメールでお申込み下さい。

## 申込先

島原商工会議所  
TEL:0957-62-2101/FAX:0957-62-2393  
E-mail: info@shimabara-cci.or.jp

| 開催日          | 時間・内容  | 講師   |
|--------------|--|--|
| 12/1<br>(水)  | 19時00分～19時45分<br>創業の心構え、経営者の心構え、<br>チェックポイント             | 長崎県信用保証協会<br>経営支援部 経営支援課<br>調査役 (中小企業診断士)<br>岳野友美氏 |
|              | 19時45分～21時00分<br>求人、労務管理 (社会保険・労働保険)、<br>雇入関係助成金・人材育成    | 荒木社会保険労務士事務所<br>代表 社会保険労務士<br>荒木敏夫氏                |
| 12/8<br>(水)  | 19時00分～21時00分<br>会計、税金の基礎知識、貸借対照表や<br>損益計算書の読み方・作り方・活かし方 | 澤田玲子税理士事務所<br>代表 税理士<br>澤田玲子氏                      |
| 12/15<br>(水) | 19時00分～20時30分<br>売上アップのビジネスモデル、アイデア<br>の見つけ方             | DSSコンサルティング<br>代表 中小企業診断士<br>松村秀史氏                 |
|              | 20時30分～21時00分<br>長崎県後継者人材バンクについて                         | 長崎県事業承継・引継ぎ<br>支援センター<br>サブマネージャー<br>濱里幸司氏         |
| 12/23<br>(木) | 19時00分～20時30分<br>融資制度紹介、創業計画書の作り方                        | 日本政策金融公庫<br>長崎支店 融資第三課長<br>本山隆史氏                   |

## 島原商工会議所 行 『創業・経営支援セミナー』参加申込書 <FAX 0957-62-2393>

|       |                                     |          |           |                            |
|-------|-------------------------------------|----------|-----------|----------------------------|
| お名前   | フリガナ                                | ( 歳 )    | 性別        | 男・女                        |
| ご住所   | 〒 -                                 |          |           |                            |
| TEL   | -                                   | -        | 創業(予定)業種  | ※すでに起業されている方は現在の業種をご記入ください |
| 参加希望日 | ※参加希望日を○でお囲みください。いずれかの日のみのご参加も可能です♪ |          |           |                            |
|       | 12/1 (水)                            | 12/8 (水) | 12/15 (水) | 12/23 (木)                  |

※当セミナーは島原市創業支援事業計画に基づく「しまばら創業サポートセンター事業」の一環として開催するものです。ご記入頂いた情報は、島原市、しまばら創業サポートセンター(商工会議所)及び各創業支援機関からの各種情報提供・名簿作成に利用するほか、講師が閲覧することがあります。

※当セミナーを全4日すべて受講した方は、島原市より「認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書」の発行、及び登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大などの優遇措置を受けることができます。